

長崎市の附属機関について(会議録のページ)

		担当所属名	こども部こども政策課
会議名	令和6年度第3回 長崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会		
日時	令和6年12月27日(金) 10:00 ~		
場所	長崎市役所5階 第1委員会室		
議題	議事 (1)幼保連携型認定こども園の設置認可について 2件 (2)長崎市こども計画(素案)について		
審議結果	1 出席者 ・委員13名 ・(事務局12名) 山本部長 こども政策課:中辻課長、井本課長補佐、大道 子育てサポート課:高橋次長、大野係長 幼児課:山口次長、迫頭課長補佐、榎並係長、大出係長 こどもみらい課:中野課長、川口教育管理官、平尾係長 障害福祉課:首藤課長 ・傍聴者4名(議事(2)のみ) 2 議 事 (1)幼保連携型認定こども園の設置認可について 2件 (2)長崎市こども計画の素案について 3 議事録 【事務局(こども政策課)】 開会、資料確認、部長挨拶、会の成立報告、会の公開区分についての報告、議事についての審議 【議事(1)幼保連携型認定こども園の設置認可について 2件】 非公開案件のため会議録報告省略 【議事(2) 長崎市こども計画の素案について】 事務局から資料に沿って一括説明 議事に関する質疑応答は以下のとおり 【委員】 資料75ページの放課後子ども教室の推進について、市内全小学校区で実施することと、各小学校区で委託事業の実施を目指す記載がある。先日、放課後子ども教室を実施されているところにアンケート行っていたので、そこでも回答したが、全小学校区で実施しているからOKということではなく、どういったことをどういった目的で行っているのかということ把握してほしい。 資料98ページに特別支援学級に関する支援の充実とあり、ニーズに応じた適切な教育を行うという記載があるが、小学校でも特別支援学級に在籍する際に、年度途中で通常学級から特別支援学級に変更ができないと把握している。 確かにルールがあるのは分かるが、本当にこどもに必要なサポートは、それが必要と分かった時点で、できるだけ早期に始めることが大切だと思う。できるだけこどもが学校生活を充実して過ごせるような環境を早期に整えることができるよう配慮していただきたい。 次に資料103ページのヤングケアラーへの支援についてだが、アンケートを行っているのが29歳までとなっている。29歳までを若者と捉えていると前回の分科会で説明があったが、自分の身近にもまだ30代で親御さんの支援が必要だったり、30代で祖父母の介護をしているかたもいらっしゃる。そういった中で、という風に何を相談したらよいか分からない人もいます。 医療機関等でキーパーソンとなられるかたが、20代や30代で、まだまだそういう経験が浅いと思われるかたが高齢者のキーパーソンとなっている場合は、病院のほうと連携して、相談できるところがあるということを一言医師や医療事務のかたから伝えてあげたら、相談に行く場所があると分かるのかもしれないと思った。 実際に小学生のこどもが保育園にお迎えに行ったりしている現場も見たことがあるので、小学校でも家庭環境の把握を一緒にやっていただきたい。		

資料の112ページで地域コミュニティの中にある自治会で地域のことに取り組むとあるが、育成協もあって、子どもを守るネットワークもあって、地域コミュニティもあってということになると、同じかたが色々な会議に参加されているという指摘が以前からされている。そういった状況で放課後子ども教室も地域で運営しないといけないというところで、担い手が地域の中で少ないので、いくつも組織があるのを早く整理してほしい。新しい組織を作らなくても、自治会の中でオリジナルのこども達の居場所を作っておられるかたもいらっしゃるの、放課後子ども教室だけにこだわらず、地域の中でこども達のために活動されているかた達に支援をお願いしたほうが早いかもしれないし、早く居場所ができることにもなるのではないかと。詳細な運営自体を把握することで、こども達もサポートができるのではないかとと思うので検討していただきたい。

【こどもみらい課長】

まず、1点目の放課後子ども教室について回答したい。委員おっしゃる通り、全ての小学校区に設置することが目的ではなくて、放課後に青少年育成協議会であったり、子どもを守るネットワークであったり、社会福祉団体と学校が連携協力して学習とか様々な交流活動の機会を提供することで、放課後の全てのこども達の安全、安心な場所を提供していただく。そして青少年の健全育成を図ることを目的として いる。

長崎市は平成22年度から放課後子ども教室を開始し、令和3年度に全ての小学区に設置されている。ただ、この設置のしかたは、全ての66小学校区のうち長崎市と委託契約をしている地区が40、自主的に運営している地区が26ということで実施頻度は、まちまちだが全ての小学校区で実施している。

委員おっしゃる通り委託を行っている事業者に課題をしっかりと聞きしうえて取り組みの充実を図ったり、あるいは担い手不足の課題をどうしていくかを確認して いるところです。自主的に運営していただいているところでは、しっかりと丁寧に 課題をお聞きしたいと思う。

4点目の地域コミュニティの件と重なってくると思うが、色々な地域コミュニティ連絡協議会の中に、様々な構成団体が入っており、その構成団体の中で皆さんが 考えていただいて、自主的に色々な取り組みをしていただいている。その中で担い手が重なるとか、活動が重複しているとかいうところは協議会の中でしっかりと考えていただいていると思うが、おっしゃるように子どもを守るネットワークという言葉が出たが、このネットワークも地域コミュニティネットワーク協議会の中に構成団体として位置づけられているので、担い手が重複している部分であったり、活動を充実させるということに対しては、今年度からモデル事業で事業の中身を充実させたり、事務負担を軽減させることを試行的に実施している。最終的には地域のご意見を尊重しながら進めていきたいと思っている。これはネットワークだけではなく、育成協議 会であったり、入っていただいている団体はそうかと思うので、そういった視点を持ちながら、関係部局としっかりと協議をして進めていきたい。

審議結果

【こども政策課長】

2点目の特別支援教育の件については、本日教育委員会の職員が出席していないが、年度途中で変更することは、こどものためになるというご意見もあるので、教育委員会にも伝えさせていただきたい。

3点目のヤングケアラーについては、計画の取り組みにも所管課を記載しているが多数所管課があり、どういった支援をしていくのかについては、まだ制度がしっかり根付いている状態ではない。例えば市内に2か所、多機関型の包括支援センターがあるが、役所外の地域に根付いた場所で、そういった相談を受け付けることができるようになってきているが、そういったことをどうやって知っていただくかが肝要だと思うので、医療機関を通じた周知についても関係課で話し合っていきたいし、県でも条例を作っているの、しっかりと取り組んでいきたい。

【こどもみらい課教育管理官】

2点目の特別支援教育についてだが、私は小学校の教員をしており、行政の仕事を受け持って2年目だが、今の状況としては確かに年度内で学びの場の変更というのは、絶対駄目ではないが非常に困難なところがある。

学校の現場でどういうことをしているかというと、まずケース会議で実情を把握すべく、関わっているスタッフや設置者である教育委員会、教育研究所の専門家もお呼びして、どういう支援体制がその学校でできるか最善を尽くす。

通常学級にいますお子さんでも、お試して週1回、2回交流を増やしていく感じで集団適応が難しいなら、人数が少ない特別支援学級にお試して合法的に回数を増やして行って、年度が変わる時点でスムーズに移行できるように、慣らしを秋・冬によくやっている。

2つ目のヤングケアラーだが、障害者や高齢者なども含めて広い範囲で県が条例を定めている。こども部としては、来年度から今まで教育委員会が実施していた実態調査から全てのこども部のこども相談センターに移管されることになった。私共はそれに先立って国・県の実態を鑑みると、国のデータでは通信制の高校には小学生の4倍ヤングケアラーがいる。広く対応していきたいが、最初は主に小・中・高等学校のこども達をターゲットにしたいと考えている。私立のこころ未来高等学校とか県立の鳴滝の通信制の高校を複数回訪問して実情を調査している。

教育委員会が今まで実施していたアンケートの設問は1問だけで、回答がNOであればそれで終了する。それを色々な他都市のアンケート項目や国の指針を参照しながら、実情をまず把握しないと必要な支援ができない。他都市ではお金を支給したら予算執行率が5%だった。その後の実態アンケートではお金ではなく家事を手伝ってほしかったという回答が出ているので、実態を的確に把握して必要なサービスを必要な人に届けられるように努力していきたい。

【委員】

資料96ページの基本施策4の「きめ細かな対応が必要な子どもと家庭への支援」というのがあるが、前回の意見も踏まえてやらなければいけないことは大体網羅されていると思ったが、1点発達障害児の早期発見・早期療育について、前回正しい知識の啓発を申し上げたが、そのことに対しての記載を見つけることができなかった。基本施策6の「まち全体で子ども・子育て家庭を応援する気運の醸成」に当てはまるかと思って、そちらも全部読んだが、そういう記載がなかったのも、正しい知識を市民のかたに知っていただく努力をするということが障害児への支援の根幹にあるのではないかと考えている。

具体的な支援メニューはあるが、社会全体で子どもを育てようという時に、発達障害のことを本当に分っているかといったら、多分みんなあまり分かっておられない。その障害の区分も分かっておられない。うちの子は障害児ではないと思うところから不具合が生じるということは、よく耳にするので、計画策定の時点でそういったことは、どういう風に取り入れていこうとしているのか教えていただきたい。

【障害福祉課長】

ただ今の委員のご指摘で、障害に関する周知ができていないということであったが、12月3日～10日の障害者週間というものがある。こういった期間を捉えて今年度は昨年度に引き続き、11月末から12月の第1週まで広報をしている。

今回の広報の中身は、あくまでも障害者を見かけたらお声かけをしてくださいという内容であったが、そういった長崎市の広報を利用しながら引き続き広報をしていきたいと考えている。

令和6年3月に策定した障害者計画があり、長崎市第7期障害福祉計画、児童のほうでは長崎市第3期障害福祉計画ということで策定している。こういった計画の中でも周知を図っていくこととしているので、障害の区分等分かりづらい難しい部分もあるが、そういったことも引き続き周知を図っていきたい。

【こども政策課長】

ただ今ご説明があった通り、長崎市は障害に関する計画が2つあるが、こども計画はそういった計画と調和を取ることとしているので、こちらの計画でも取組みとして掲載したいと考えている。計画の素案は本日時点のものを委員にお渡ししているが、まだ2月くらいまで修正作業をするよう考えているので、その中でしっかり取り込んでいきたいと考えている。

資料の96ページ、98ページに特別支援教育に関する支援の充実という記載があるが、あくまで学校内での周知・啓発に留まった表現となっているので、そうではなくて市民全体で取り組むということで考えていきたい。

【委員】

審議結果

前回の分科会の話になるが、第1章の計画策定の背景のところ、こども基本法の制定から入っているが、こども基本法の制定に至った経緯をしっかりと掲載するべきではないか。今までの国の流れとして、こども基本法を作らないといけないうことになり、そのこども基本法にこどもの権利に関することがこれだけ沢山書かれていて、それを市民にもしっかりと周知させていく方法が必要だと思う。

例えば資料3ページのこども家庭庁のところに、こどもまんなか社会を実現するためにとあるが、どこでこういったかたちで、こどもまんなか社会が継承されているのかということは、市民の皆さんもあらためて知るべきことではないか。

【こども部長】

今委員がおっしゃられた通り、第1章はこども基本法が制定された事実を記載しているので、こども基本法が制定された背景、例えば時代の変化とか、子育て家庭を取り巻く環境について記載することとした。国も今まで沢山の子育て支援に関する施策を打ってきたが、敢えて今こども基本法を制定した、あるいはこども家庭庁を作ったという背景から導いていくことで、結果市民にとっても分かりやすい流れになると思う。今のご意見を参考にさせていただいて、もう少し丁寧に文章を作りたいと思う。

【委員】

市民のかたは、最初にこの部分を見ると思うので、国がどういう風に動いてきたかが見えてくれば、あらためて取り組まないといけないうことが伝わると思う。

資料の112ページに「まち全体で子ども・子育て家庭を応援する気運の醸成」とあるが、これも最終的にはしっかりと子ども達をサポートできるのは行政だけではなく、市民全体でやらないといけないうことなので、市民に対する理念の広報を継続して取り組まないといけないう。

どこかに広報を入れていただければ、市民の理解度を上げることができる。例えば隣に住んでいるかたが、お子さんが泣いていたら「大丈夫？」と言ってあげられるような社会づくりができればよいと思うので、広報もしっかり力を入れていただきたい。

【こども部長】

社会全体で障害者への理解や妊娠されているかたへの配慮、子育て家庭に対する暖かいまなざしがあつたりという、長期的に見ればそういった社会をみんなで作っていこうという思いをこのこども計画に込めたい。具体的な項目は今記載されていないが、そういった取組みは必要だと思っているので、ここには何らかの記載をしたい。

【委員】

今、入試で共通テストの時期にもなるが、子ども達が勉強できる場所についてお話をさせていただきたい。今の子ども達の自習場所というと市民図書館や市役所、市民会館、県庁あたりで子ども達が勉強している。

自分の子どもは夕方から勉強する場所がないとよく言っている。この前市立図書館に勉強をしに行ったが、県庁にも行ってみた。平日だったが、40～50人くらいの特に中高生が多くいた。こういう場所ではなく、地域の公民館やふれあいセンターも夕方に閉まる場所が多い。

私が住んでいる地区の淵地区ふれあいセンターは、学習グループが夜も活動していれば夜も開いているということで、センターを使ってもいいと言われている。そういうことを地域の子ども達は知らないし、周知をしてほしい。逆に学習グループでなければ開けない。地域にそれだけ施設があるので、夜も開けていただければ子ども達も自分が住んでいる地域で勉強できると思う。

資料89ページに掲載されている生活困窮世帯への学習支援もそういうことだと思うが、家で勉強する環境にいないのは生活困窮世帯の子どもだけではなく、一般家庭の子どももそうだと思うが、兄弟が多くて騒がしいので静かに勉強できる場所が提供できるのであれば、子ども達に広く居場所として提供してほしい。

【子ども政策課長】

確かに図書館とか市役所の近くに住んでいるお子さんは利用しやすいと思うが、図書館は私語厳禁なので、どちらかというと市役所や県庁が利用しやすいという話は聞いている。地域にはふれあいセンターがあるが、基本的にふれあいセンターは夕方5時に閉館のところが多い。貸館の利用がある日はそのまま開館しているのが実態でフリースペースが使える。利用予約が入っていない場合も開館ができるのかということについては、こちらで把握していないので所管課に確認する必要がある。夜の暗い時間に外へ勉強に出かけることの安全性自体についても配慮をしないといけないと思うので、そういうことも含めて話をしていきたい。

ちなみに資料89ページの生活困窮世帯の学習支援の例を取り上げていただいたが、中央、東西南北の各地域で週に1回順番に回って対応している。対象者は生活保護世帯等と限定されているが、やはりふれあいセンターや市民会館を利用して塾とまではいかないが、宿題の面倒をみるようなレベル感での学習会を実施している。

【委員】

子ども達にとって色々な場所があったほうがよいと思うので、できる限りそういった場所を考えていただきたい。

【委員】

資料5の65ページの令和2年の0歳児の出生見込みが2,773名の計画値だったのが、今回の計画素案の116ページに人口予測がされていて、令和12年の出生見込みが1,391名となっており、10年で半分になるので、認定子ども園を運営している立場から、子どもが生まれてこないことへ非常に危機感を持った。

この子ども計画を策定するというところで、計画の中身は今既に実施されている事業も多くあると思うが、こうやって取り組んだ結果で今この現状があると思う。

他の委員からも指摘があったように、この子ども計画が策定される背景もだが、今後の見込みについても私達が危機感を持って本気で取り組まないと、この数字通りになってしまうのは非常に危険だと思う。

今、令和6年なので、あと5年で0歳児が1,391人という見込みになっている。この数値の積算根拠は上部に説明があるトレンド関数ということだが、なんとかこの数値を上の方に持っていけないのかということが気になった。子どもの人数がある一定数減るのは仕方がないという感覚を持っていたが、ここに示された数字は想像以上に急激に減っているの、出生数が上向きになる取組みになればいいと思う。

【子ども政策課長】

こちらの数値は確かにショッキングな数値だと思っているが、実際令和6年度から5年ほど遡ると、出生数はまだ3,000人程度だが、この5年間で約2,000人ちょっととなっており、3分の2くらいに減っているのが実態である。今後の5年間の出生見込みは関数を使用しているが、実際にリアルな数字を出して、ここに対する供給の数字を算出しようとすると、なかなか感覚的な目標値を掲げることもできないので、リアルな計算で算出している。

出生数が予測通りになるとよいとは当然思っていないので、出生数が増えることはないにしても、少子化のトレンドを少しでも緩やかにするというのが私達の思いでもあるので、取組みの中でしっかり対策を講じていきたい。国のほうでも2030年までが少子化トレンドのラストチャンスとしており、さらにこの3年間で特に重要で、加速化プランの時期と定められているので同じ考えでしっかり取り組んでいきたい。

【委員】

先程発達障害の知識について、市民へ啓発をという話があったが、虐待と合わせて広報していただきたい。例えば落ち着きがない子どもが一人いたとするとまずは虐待を疑うべき。虐待を受けている子どもも同じように落ち着かない状況が生じてくる。それをなくして、発達障害の知識だけが、学校現場や幼稚園・保育園、市民の皆さんに広がっていくと、非常に危険なことだと思う。

【子育てサポート課長】

確かに発達を含むことで、親御さんが困難を抱えているというケースもある。虐待と発達の関係性は深いと思っている。虐待の分野については命を大切にすることということで、市民への啓発を計画の取組みに入れているので、その中で発達の問題にも触れながら、啓発に努めたいと考えている。

【障害福祉課長】

今虐待が増えているというのを実感している。障害福祉課は福祉部ではあるが、子ども部としっかり連携しながら周知をしていきたい。